

新潟市水道局パワハラ自死事件 Mさんを支える会ニュース

No.5

Mさんを支える会

2020年7月

代表 萩野直路

連絡先 新潟市中央区

万代3-4-12

新潟地区労連内

コロナ感染拡大の緊急事態宣言のため延期されていた裁判期日が決まりました。

次回期日は、 8月31日（月）

2007年、新潟市水道局の職員（当時38歳）が飛び降り自殺をしました。直属上司からのパワハラに苦しみ抜いた結果で、携帯電話やパソコンには遺書が残されていました。遺族のMさんは苦難の末、公務災害認定を勝ち取りました。新潟市に対し謝罪と再発防止策を訴えましたが、市側は拒否し、不当な内部調査を行い「パワハラは無かった」と主張しているのです。やむなくMさんは裁判をおこしました。和解の話もありましたが、とても遺族の納得できるような内容ではなく、裁判は継続中です。

コロナの影響で5月7日に予定されていた裁判期日は延期になりました。しかし打ち合わせのため、弁護団は新潟に来て、遺族・支援者とともにお墓参りをし、裁判の勝利を墓前に誓いました。

次回期日は8月31日（16時～）になりました。このときは「弁論準備」ですので傍聴はできませんが、それ以降の期日は証人尋問になります。傍聴席いっぱいにして支援していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

新しい署名を始めます。

◎新潟市長および新潟市水道局長あてに、謝罪と再発防止を求める署名です。

ご協力をお願いします。



市議会でも 市の姿勢を追及

6月17日、新潟市議会本会議で、中山均議員が、新潟市水道局職員の自死問題について質問し、ネット中継されました。

「Mさんの自死を検証するために水道局が行った「職場環境調査報告書」なども訴訟に関することだとして非公開としているのに、裁判所では閲覧可能となっているのは、矛盾しているのではないかと。水道局が守りたいのは、職員のプライバシーや人権でなく、水道局の組織体制ではないか、」と追及しました。そして、水道局が準備書面で「遺族にも過失があった」として、過失相殺認定を求めているのは、最高裁判決（H12・2・24労判779-13）の判断にも反している。遺族に対するセカンドハラスメントともいえるのではないかと、準備書面を訂正すべきだ」と訴えました。